

令和6年度黒石市水質検査計画



牡丹平配水場

1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するため、以下の方針で水質検査を行います。

- (1) 採水場所は給水栓(蛇口)とし、配水系統等を考慮して、供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。
- (2) 検査項目は水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び、水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、水道法等に基づき次のとおりとします。色、濁り、残留塩素に関する検査は1日1回行います。また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH値、味、臭気、色度及び濁度の検査は、毎月1回行います。PFOS及びPFOAの検査を年に1回、北地区で行います。概ね3ヶ月に1回以上検査が必要とされる項目のうちで、過去の検査結果により検査回数を減らすことが可能な項目は年1回とします。また、検査回数を減らすことができない項目は、年4回検査を行います。

原水については、法的規定はありませんが、年1回、全項目から消毒副生成物を除いた項目の検査を行うほか、原水の汚染状況把握のために必要な項目を月1回、PFOS及びPFOAを年1回、検査を行います。

- (4) この計画の期間は、令和6年4月1日～令和7年3月31日までとし、計画の内容は毎年見直すこととします。

2. 水道事業の概要

(1) 黒石市上水道

黒石市の上水道は、津軽広域水道企業団総合浄水場から送水される浄水を、一日
当り約 6,700 m³ 牡丹平配水場で受水し、各家庭等に供給しています。

(2) 袋地区

地下水(深井戸)を取水し、浄水処理後、各家庭等に供給しています。

(3) 大川原地区

地下水(深井戸)を取水し、浄水処理後、各家庭等に供給しています。

3. 水道水の状況

(1) 黒石市上水道

黒石市の上水道は、津軽広域水道企業団から全量浄水を受水しています。

津軽広域水道企業団は、浅瀬石川ダムを水源としているため、比較的水質は安定
しています。また、津軽広域水道企業団は、原水の水質を踏まえて適正な浄水処理を
行っていますので、水道水は、水質基準を全て満たしており、安全で良質な水を供給
しています。

(2) 袋地区

地下水(深井戸)を原水としているため、外的要因による原水汚染の可能性は少な
く、水質も安定した状態にあります。水道水は、これまでの検査結果から水質基準を
全て満たしており、良好で安全な水を供給しています。

(3) 大川原地区

地下水(深井戸)を原水としているため、外的要因による原水汚染の可能性は少な
く、水質も安定した状態にあります。水道水は、これまでの検査結果から水質基準を
全て満たしており、良好で安全な水を供給しています。

4. 採水場所

(1) 黒石市上水道(浄水のみ)

1) 毎日検査については以下の5箇所で行います。

追子野木(南部汚水中継ポンプ場)、六郷(高館会館)、北(中郷公民館)、
牡丹平(牡丹平公衆トイレ)及び境松庁舎(屋内)の給水栓

2) 毎月検査及びその他の検査は、配水系統を考慮して6箇所で行います。

毎月検査 4箇所

追子野木(南部汚水中継ポンプ場)、浅瀬石(高賀野集落センター)、
六郷(高館会館)及び境松(境松会館)の給水栓

毎月検査及びその他の検査 2箇所

牡丹平(牡丹平公衆トイレ)及び北(中郷公民館)の給水栓

3) PFOS及びPFOAの検査は、配水系統の末端である1箇所で行います。

北(中郷公民館)の給水栓

(2) 袋地区

- 1) 原水については、地下水（深井戸）1箇所毎月検査のほか、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づく指標菌検査を3ヶ月に1回実施します。また、40項目（51項目の内消毒副生成物11項目を除いた分）並びにPFOS及びPFOAの検査を年1回実施します。
- 2) 浄水については、毎日検査を2箇所（落合共同浴場、花巻村づくりセンター）の給水栓で、毎月検査及びその他の検査を1箇所（花巻村づくりセンター）の給水栓で行います。

(3) 大川原地区

- 1) 原水については、地下水（深井戸）1箇所毎月検査のほか、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づく指標菌検査を3ヶ月に1回実施します。また、40項目（51項目の内消毒副生成物11項目を除いた分）並びにPFOS及びPFOAの検査を年1回実施します。
- 2) 浄水については、毎日検査、毎月検査及びその他の検査を1箇所（黒森アクアクリンパーク）の給水栓で行います。

5. 水質検査の方法

毎日の水質検査は、上下水道課水質検査担当者が行います。その他の検査については、国の登録を受けている民間の検査機関へ委託して行います。

検査機関へ委託する検査試料の採水は、浄水においては委託する検査機関が採水場所の給水栓で行いますが、原水においては採水栓が設置されておらず、ポンプの運転切替操作等を要するため上下水道課が行い、採水した試料は採水当日にクーラーボックスに入れて運搬します。

検査方法は、水質基準に関する省令に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

委託した検査結果については、結果が分かり次第、速やかに提出してもらい確認します。

6. 臨時の水質検査

次のような異常状態が生じ、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合は、臨時の水質検査を実施し、水道水の安全を確認します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺などにおいて、消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表等について

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い記録し、採水場所ごとにその検査結果を統計的に過去の検査結果や基準値等と比較し、次年度水質検査計画に反映していきます。

また、検査の精度と信頼性確保のため、検査機関において、年に一回以上内部精度管理を実施していただきます。

水質検査計画や検査結果は、ホームページで公表します。また、上下水道課でも閲覧ができます。

8. 関係者との連携

黒石市では、津軽広域水道企業団から上水道の浄水を受水しているため、これらの関係機関と連絡を密にし、水質異常に即応できるよう体制を整えています。